

## 魚沼市建築物等における木材利用の促進に関する基本方針

### (目的)

第1 この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。）第11条第1項の規定に基づき、新潟県が定めた「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（令和4年1月7日）に即して、建築物等における木材の利用の推進のための施策に関する基本的事項を定め、県産材や地域産材を利用した木造化・木質化を推進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化の防止へ貢献するなど、森林の有する公益的機能の発揮や、再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、市民に安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適性な森林整備の促進などに資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 1 「建築物等」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（付帯施設・設備含む）及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- 2 「公共建築物等」とは、公の建築物及び建築物以外の施設・設備・構造物関係（広義の公共的な施設）をいう。
- 3 「公共建築物」とは、公の建築物（付帯施設・設備含む）をいう。
- 4 「民間建築物等」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する住宅や事務所・店舗などの非住宅の建築物（付帯施設・設備含む）及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- 5 「木造化」とは、建築物の新築・増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分（壁、柱、梁、桁、小屋組み等）の全部または一部に木材を利用することをいう。
- 6 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- 7 「県産材」とは、新潟県内の森林で生産された木材のことをいう。
- 8 「地域産材」とは、魚沼市内の森林で生産された木材のことをいう。
- 9 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。

### (推進方針)

第3 品質性能の明確な木材の安定供給を図るとともに、市民への普及効果が高い公共建築物等に、木材の積極的な使用を推進することにより、需要拡大を図る。また、

使用する木材について、県産材や地域産材の利用が図られるよう取り組み推進する。

## 1 市による推進

### (1) 公共建築物の木造・木質化の推進

多数の市民が身近に接する公共建築物には、利用者が親しみを感ずる環境づくりが求められていることや、市民へのPR効果が高いことから、木造化を推進する。また、非木造施設も含めて、内装等の木質化を推進する。

(2) 備品及び消耗品における木製品の導入機、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用を推進する。

### (3) 木質バイオマス利用

木質資源の利用促進のため、炭化製品の利用や、チップ・ペレット化された木質バイオマスの利用を積極的に図る。

## 2 市民への普及啓発

公共建築物等での木材の利用の推進に取り組むことを通じて、市民に対して木の良さの普及啓発に努め、木材利用の意義について分かりやすく示すことにより需要拡大を図る。

(市が整備する公共建築物等における木材利用の目標)

第4 市が新築・増築・改築する公共建築物においては、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造物とすることが求められていない低層の公共建築物（地上2階建て以下かつ延べ床面積3,000㎡以下の公共建築物）において、木造化を図る。また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性に関する技術開発の推進や木造化に係るコストの課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努める。加えて、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化に努める。なお、木造化及び内装等の木質化のいずれにおいても、県産材や地域産材の利用に努める。

(公益法人等への要請)

第5 市は、市関係公社及び公益法人等が行う施設の整備について、この方針の目的を踏まえて、県産材や地域産材の利用を要請する。

2 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備するもの、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連絡を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(民間建築物等における木材利用の促進)

第6 市は、この方針の目的を踏まえて、民間建築物等における県産材や地域産材の

利用を促進する。

(情報提供)

第7 市は、品質が確保された県産材や地域産材の利用に関する流通及び製品等に関する情報の収集・提供に努める。

(その他)

第8 公共建築物等の地元産木材の使用について、一般的な木材価格と同額程度となるまでの当分の間、発注の際の割増相当分については、設計額に含めるものとする。

この方針は、令和5年4月1日から運用する。

別表1 公共建築物における木造・木質化の基準

| 建築物の用途  | 対象施設等                      | 木造化する規模                                  | 木質化する主な部位                  |
|---------|----------------------------|--|----------------------------|
| 庁舎      | 庁舎、管理事務所、車庫等               | 2階建て以下、延床面積<br>3,000m <sup>2</sup> 以下のもの | 居室（会議室等）、廊下、ロビーの壁          |
| 学校      | 小中学校、保育園、幼稚園の校舎（こども園含む）    |  | 居室（教室、保健室、応接室等）、玄関、廊下の壁及び床 |
| 文化施設    | 集会施設、スポーツ、武道、研修施設、図書館、美術館等 |  | 居室（展示室、会議室等）、廊下、ロビーの壁      |
| 病院      | 病院、診療所等                    |  | 居室（病室、面会室、食堂等）の壁           |
| 農林業関係施設 | 農村センター、体験交流施設、産直施設等        |  | 主たる居室、玄関、廊下の壁              |
| 社会福祉施設  | 障害者関係施設、児童福祉施設等            |  | 居室（入所者室、食堂、集会室等）の壁         |
| 住宅      | 公営住宅等                      | 3階建て以下、延床面積<br>3,000m <sup>2</sup> 以下のもの | 主たる居室、玄関、廊下の壁              |
| その他の施設  | 宿泊施設、展示場、観光施設、トイレ、休憩所等     | 2階建て以下、延床面積<br>3,000m <sup>2</sup> 以下のもの | 多くの市民が利用する居室、通路等の壁         |

注) ○対象施設等には、各施設の附帯施設を含む。

○壁面の木質化は、木造、非木造にかかわらず行う。

○木質化する主な部位以外の壁、床等の内装部分についても、可能な限り木質とする。

別表2 公共土木工事における地域材産及び県産材の活用例

| 工事の種類 | 利用可能な工種の例                            |
|-------|--------------------------------------|
| 道路    | 転落防止柵、ガードレール、土留工、視線誘導標、木橋、側溝蓋、バリケード等 |
| 河川    | 護岸工、杭柵工、沈床工、木橋、バリケード等                |
| 砂防、治山 | 谷止工、護岸工、山腹工、砕工、階段工、型砕工等              |
| 公園    | 東屋、パーゴラ、野外卓、ベンチ、案内標識、支柱、柵工、側溝蓋等      |
| 土地改良  | 揚水機場、土留工、水路護岸工、基礎杭、木橋、バリケード等         |

○適用除外

- ・強度や耐久性など、安全対策面で木材の使用が困難な場合

別表3 地域産材及び県産材を利用した備品及び消耗品の活用例

| 対象施設      | 利用可能な備品・調度品の例                               |
|-----------|---|
| 庁舎        | 執務机（天板部分）、ロビー・応接用のテーブル・イス、パーティション、カウンター等    |
| 学校        | 学習机、イス、書架等                                  |
| 文化施設      | 執務机（天板部分）、ロビー・応接用のテーブル・イス、パーティション、書架、カウンター等 |
| 病院、社会福祉施設 | ロビー・応接用のテーブル・イス、パーティション、カウンター等              |
| 全施設       | 建具、机、いす、書棚、ロッカー等の備品及び紙類、文具類等の消耗品            |

別表4 地域産材を利用した木質バイオマスの活用例

| 対象            | 利用可能な木質バイオマスの例 |
|---------------|----------------|
| 施設暖房器具等の熱供給設備 | 木質ペレット、チップ     |
| 法面・表土処理、土壌改良  | チップ、炭化製品       |
| 水質浄化、空気浄化器具   | 炭化製品           |